

令和5年度東京都自立支援協議会セミナー

当事者主体の地域移行・地域生活支援とは

日 時：令和5年12月11日（月曜日）13時20分～16時08分

会 場：東京都庁第一本庁舎5階 大会議場

(司会) それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和5年度東京都自立支援協議会セミナーを始めたいと思います。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、東京都心身障害者福祉センター地域支援課長の外川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

お手元の冊子の1ページをご覧ください。水色の冊子でございます。

本日のプログラムを記載してございます。本日のセミナーは、第1部で基調講演を、第2部でパネルディスカッションを行います。途中、休憩時間を予定しておりますが、トイレなどの案内が必要な場合や、気分が優れない場合など、ご用がございましたら、遠慮なく黄色いスタッフという名札をつけた職員にお声かけをください。

また、本日は感染症防止のため、会場へご参加の皆様へお願いがございまして。セミナー開催中は、マスクを着用していただければというふうに思います。また、休憩時間等には手洗い、手指の消毒等のご配慮をお願いいたします。

続きまして、動画撮影に関するお知らせでございます。本日のセミナーは、後日、動画配信をするため撮影をいたします。撮影はステージのみとします。会場の皆様は、撮影をいたしません。会場にご参加の皆様による録音、写真、動画の撮影等はご遠慮ください。なお、事務局では、記録のために写真撮影をさせていただきますので、ご了解ください。

以上となります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たり、東京都心身障害者福祉センター所長の富山からご挨拶を申し上げます。

開会挨拶

富山貴仁（東京都心身障害者福祉センター所長）

(富山) 皆さんこんにちは。ただいま紹介にあずかりました、東京都心身障害者福祉センター所長の富山でございます。

皆様には、お席のほうではマスクの着用をお願いしておりますけれども、壇上においては、ちょっと分かりやすさもございますので、マスクを外させてご挨拶させていただきます。

本日は、お忙しい中、東京都自立支援協議会セミナーにご参加いただき、誠にありがとうございます。

本日のセミナーは、会場にお越しいただけない皆様にも聴講していただけますよう、セミナー終了後に、期間限定とはなりますが、動画配信を行うこととしておりまして、本日、会場にお越しの方、そして動画視聴の方と合わせますと、実に400名を超える方々にお申込みをいただいております。皆様の本セミナーに関する関心の高さ、これを実感しますとともに、改めて、本日、このような形で開催できますことを心より感謝申し上げます。

さて、今年度の東京都自立支援協議会は、当事者の主体的な参画による地域移行、地域生活支援への取組の意義、これにつきまして、関係者の皆様へ情報発信を行い、東京における協議会活動の活性化に向けた取組を進めてございます。

本日のセミナーでは、「当事者主体の地域移行、地域生活支援とは」、これをテーマに、第1部の基調講演では、当事者の暮らしを支える地域づくりについて、第2部のパネルディスカッションでは、実際に地域で生活をされている障害当事者と、その支援者の皆様のリアルなお話をお聞かせいただく予定としております。

また、本日のパネルディスカッションにおいてご発表いただきます中尾様と有山様につきましては、手話言語を用いた発表となります。手話通訳を交えながら丁寧な進行を行っていく所存でございますので、ご理解とご協力のほど、何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、限られた時間ではございますが、本日ご登壇いただく当事者の方々の率直な思いを

伺うことで、ご参加いただく皆様にとって、地域移行、地域生活について考える機会となり、日々の暮らしや、取組や、暮らしの中で役立てていただけますことを願ひまして、開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

(司会) さて、令和5年度の東京都自立支援協議会の活動方針は、地域協議会間のつながりを作りながら、当事者の主体的な参画による地域移行、地域生活支援への先駆的取組を共有する、です。

本日のセミナーでは、これまでの東京都自立支援協議会における、地域自立支援協議会交流会などでの取組経過を踏まえ、当事者の主体的な参画による地域移行、そして地域生活支援への取組の意義について、広く関係者や都民の皆様へ情報発信していきたいと考えております。

それでは、第1部の基調講演を始めたいと思います。松崎さん、ご登壇をお願いいたします。

それでは、本日の講師、松崎貴之様をご紹介します。

松崎さんは、社会福祉法人北九州市手をつなぐ育成会の本部事務局長などを歴任され、現在、厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室 虐待防止専門官、障害福祉専門官として勤務をされております。

それでは松崎さん、どうぞよろしくお願い申し上げます。

基調講演

「当事者の暮らしを支える地域づくり」

松崎貴之（厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室 虐待防止専門官 障害福祉専門官）

(松崎) 皆様こんにちは。今ご紹介いただきました松崎と申します。ご紹介にあつたとおり、私はこちらに来る前は、主に知的障害のある方たちを支援する法人で、現場で働き、それから事業所の運営とかをする事務局でも働かせていただいて、こちらに来ています。従ひまして、私の今の任務は、現場のいろんな、私たちがぶち当たってきたいろんな課題を国の方に伝え、国の方がいろいろ考えていることを、こうやって現場の皆さんにお伝えするということが、大きな仕事なのかなというふうに思っています。

ちょうどこの週末も、地元のほうで研修があつたもので、私は地元は福岡のほうなんですけども、福岡のほうで研修会があつて参加をして、ついでにですね、自分の自宅に帰ってまいりました。私は、単身赴任ですので、この夏は、本当に報酬改定とかが忙しくて、なかなか帰っていませんでしたので、半年ぶりぐらいに帰りまして、息子と愛猫とゆっくりした時間を過ごしてきて、少し今日は、口調がゆっくりになりそうな感じなんですけども。

実は、お伝えすべきことがたくさんありまして、もともとお配りをさせていただいていた資料ですね。こちらの本の本体のほうに載っているものに加えまして、追加資料とさせていただいているものについては、別冊であります。こちらについては、直近の報酬改定の検討が、先日、基本的方向性の取りまとめということで一段落ついたところですけども、その内容について、特に地域移行とかですね、地域づくりに関連するところについて、追加させていただいております。この点についても伝えたいので、全くスケジュール的に遅れられないということですけども、鋭意、内容については、全部伝えられるように努力をしていきたいと思ひます。座らせていただきます。

今回、「当事者の暮らしを支える地域づくり」というタイトルをつけさせていただきました。主な内容は、拠点とか、基幹とか、協議会とかですね、そういったものを通して、地域づくりをしていきます。そのエンジンになるのが拠点ですよ、みたいな話を、前半にさせていただくんですけど、もちろん、地域移行についても、地域づくりが進まない、移行する先がないということになりますので、それらも含めて、最終的にはやっぱり地域づくり、地域を耕していくことな

んだなというふうに思っておりますので、その辺、全体的にお伝えしていきたいというふうに思います。

こちらですね、障害のある方の数というスライドですね、画面見えますかね。大丈夫ですか。

今はですね、1160万人というところになっておりまして、実に人口の9%に相当するということになっております。そのうち身体障害のある方が436万人、知的障害が109万人で、精神障害が614万人というふうになっております。

内訳を見ていただくと、知的障害のある方については、入所している方の割合が大きいというのがあるかと思えます。このような状況になっております。

こちらは利用者の数ですね。サービスの利用者の数です。こちらにつきましても、年々増加傾向にありまして、令和3年から令和4年の伸びを見ると5.4%ということになっております。この中で、最も伸びの大きいのは障害児になっていて、次に精神障害のある方ということになっていまして、ここが最近伸びていっているところになります。

それから、予算については、この15年間で3倍以上に増加をしているということで、サービスの利用が更に進んでいるというところなんです。そして、障害福祉サービスにおける総費用額と一人当たりの費用の推移ですけれども、総費用額の増加という傾向になっておりまして、直近の伸びが、全体で7.7%ですね。障害者は6.2%で、障害児が14.1%というところで、障害児の伸びが大きくなっております。

それから、一人当たりの費用月額を見ると、障害福祉サービス、障害児のサービス共に増加傾向にあるというところなんです。ざっくり概要だけお掴みいただければと思います。

こちらサービスごとの利用者数と事業者数ですね。こちらのスライドについては、成人のサービスとなっておりますけれども、やっぱり大きく、大きなということで目立つのは、こちらの生活介護のところとかですね。それから、B型ですね、こういったところの利用人数が大きいなっているのが分かると思います。

それから、入所は少しずつ減っていますけれども、12万人。それに代わるようにしてですね。共同生活援助、グループホームのほうが、この時点の数字だと、もう17万人というところまで伸びてきております。

こちらは障害児と相談支援ですね。障害児の児童発達も大きいですが、やっぱり放課後等デイサービスですね。この伸びが非常に大きくなってます。

それから、相談支援もですね。みんなに相談支援を届けようということで、今かなりの利用者数の伸びを示しております。

それをサービスごとに内訳を見ていきますと、このようになっていまして、生活介護のサービス費用が一番大きいということになっております。続いて、B型ですね。利用者数多かったですよ。で、放課後等デイサービスというふうが続いていきます。

障害福祉施策ですね。このようにざっくりすごい長い歴史をざっくりまとめたスライドです。もともと障害種別ごとに法律があって、その上に施設とかサービスがあったわけなんですけれども、だんだんとノーマライゼーションの意識・理念が浸透していく中で、様々な見直しが行われてきました。

措置から利用契約へということで、支援費制度が始まり、その後の自立支援法ですね、ここで3障害共通の制度ということになりまして、今の総合支援法に至るところまでございます。

その後、難病なども対象になって広がっていきまして、現在、今、これから紹介するのが二度目の改正というところで、改正を経ながら、少しずつ更に、現在は、共生社会の実現という大きな理念を掲げて取り組んでいるというところになります。

近年ですね、文字ばかりになってあれなんですけど、近年、経緯をまとめたスライドということになっております。法改正とか、報酬改定、この後も紹介しますが、報酬も3年ごとに見直ししていきますが、こういったものを通してですね、着実に地域生活支援の充実というところが図

られてきたというふうになっております。

直近の障害者総合支援法の改正について、どういう経緯で話が議論されてきたかというところがこちらでございますけれども、前回の改正が平成30年4月ということで、また、その後も3年の見直し、3年後に見直しをしましょうということになっておりましたので、令和4年6月からですね、この6月に障害者部会と、社会保障審議会の障害者部会で議論が取りまとめられまして、他の精神保健福祉法とか、障害者雇用の分野の議論なども歩調を合わせながら、法改正に向けた検討を進めてきたというのがこちらでございます。

このような動きを経て、障害者総合支援法の一部を改正する法案ということ、法律ということで、こちら令和4年12月に成立をいたしました。施行は、主なものは6年4月というようなところになっていますので、もう3か月か4か月ぐらいですね。令和6年4月から施行予定というようになっています。

このうち、改正内容というのは多岐にわたるんですけれども、今日のテーマである当事者の暮らしを支える地域づくりというところ而言えば、この赤字にしてあるようなところですね。障害者等の地域生活の支援体制の充実というところが中心でございます。グループホームの支援内容として、一人暮らし等を応援するような内容をしっかり法律上明確化するというところや、障害のある方が安心して地域生活を送れるように、基幹相談支援センターとか地域生活支援拠点の整備を、市町村で努力義務化していきましようというような改正内容となっております。

このような法改正によって、障害のある方や、難病患者などが、安心して地域で暮らしていけるような、地域共生社会の実現というところを目指していくということにしています。このイメージにあるとおり、当事者の暮らしを中心として、相談支援を充実させて、医療や福祉や就労等、こういったところが有機的に連携・連動をしていって、自分らしい暮らしを地域でやっていくというような、こういったイメージで、今回の法改正をしております。

その関連するところの改正内容ですね。改正内容の1につきましては、グループホームの利用者が、希望する地域生活の継続、実現の推進ということになります。グループホームは、共同生活を営む住居において、相談とか、入浴とか、排泄とか、そういった日常生活上の支援が行われているサービスでございますけれども、近年、グループホームの利用者、先ほど見ていったとおり増加をしまして、この中には、グループホームでの生活を継続したいというふうに希望していらっしゃる方がいる一方で、グループホームから出て、アパートなどで一人暮らし等をしていきたいというふうに希望する方もいらっしゃいます。そういった生活上の支援があれば、一人暮らしができる方というのも一定数いらっしゃるということになります。

そこで、今回の法改正においても、まずグループホームにおいて、地域で生活する上での希望とか課題をご本人と確認をしつつ、一人暮らし等に向けた支援を提供することが求められるということで、この支援内容、グループホームの支援内容として、一人暮らし等を希望する利用者に対する支援、それから退去後の定着のための相談などの内容が支援に含まれていますよということを、法律において明確化しようというのが1点でございます。

ただ、小さく書いているんですけど、このグループホームにおける継続的な支援を希望する方については、これまでどおりグループホームを利用することができるということは明確に示されております。で、今までもそういったニュアンスのものが入っていたんですけども、そこをしっかりと明確化をして、入居中から、こういった金銭管理も含めて、そういった支援をする、退所後も、定着までの相談するというところが位置づけられたというところでございます。

次に、改正内容2でございますけれども、地域の障害者の支援体制の整備というところになります。この中で、まず赤字になっている基幹相談支援センターにつきまして、ご説明をしたいと思います。基幹相談支援センターですね、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設としてですね、平成24年から法律で義務づけられているものでございますけど、設置数は全市町村の半数程度に留まっているところでございます。そういうことで、この基幹相談支援セ

ンターについて、地域の相談機関の中核的機関としての役割、機能の強化を図るということで、その設置を市町村の努力義務とするというのが、法改正の内容でございます。

少し、改めて相談支援の事業がですね。なかなか複雑だというお声も聞きますので、整理しているのが、こちらのスライドでございますけれども、個別給付で提供される相談支援については、この地域移行とか、地域定着を行う地域相談支援というのと、サービス等利用計画を作成する計画支援ですね。それとモニタリングの継続サービスによる支援ですね。

それから、障害児のほうの計画相談については、障害児相談支援というふうにしております。で、障害者の相談については、基本相談と呼ばれる個別給付による相談の対象とならない、その手前の、障害者等に関する一般的な相談も含めた相談支援も併せて行うということで、こちらの基本相談と地域相談とかですね、基本相談と計画相談というような体系となっているものでございます。

下の段の個別給付ではない障害者相談支援事業、基幹相談支援センターについては、今言ったように個別給付ではなく、地域生活支援事業として行われているものでございます。こちらの障害者相談支援事業につきましては、基本相談のところを主として実施するもので、市町村の必須事業ということで位置づけられています。

で、基幹相談支援センターについては、さっき言ったように、地域の中核的な相談機関として、総合的、専門的な相談を行うとともに、地域の体制の強化の取組を行うということで、その補助の部分に基幹相談支援センター等機能強化事業という、この部分を活用して、整備を進めているということになります。

これは各相談支援事業の活動をまとめたもので、後でご覧いただければと思いますけれども、基幹相談支援センターにつきましては、総合的、専門的な相談ということで、主任相談支援専門員さんですね。こういった方の配置というのが進められているというところでございます。

実際の相談については、まずは自治体や相談支援事業所ですね。こちらが、まずは相談を受け止めて、その方の話を丁寧に聞いて、相談内容を整理をすることにしています。で、どこに相談していいかわからないという場合は、市町村が基幹相談支援センターとか、まずはご相談いただければと思います。ここですぐにサービス利用につながらないというものについては、先ほど言った市町村相談支援事業、こちらのほうで継続して相談支援を行います。

で、都で障害福祉サービスを利用することになった場合は、この下の段にあるようなケアマネジメントの手法というものを使って、サービスの利用に向けて様々な調整をしていくということになります。その際ですね、面談とか、同行とかをしながら、利用に関わる不安の解消とか、本人が前向きになるようにとか、主体的に取り組む方向に向けて、相談の方が働きかけを行うこと。それから、ご本人の希望する暮らしのイメージというものを具体化していくための相談支援というものをを行います。いわゆるエンパワメントとか、意思決定支援といったような内容もしながら、相談支援を進めていくということになります。

必要な支援ですね。サービスの調整しながら、相談支援専門員も少しお手伝いしながら、実際の希望する生活のイメージを作っていく、伴走していくというのが相談の主な役割ということになります。

基幹相談支援センターについては、その中でも中核的なところということで、総合的な相談、分野を横断的な総合的な相談というようなところや、地域の相談支援体制の整備・強化の取組だとか、あとは地域移行や虐待防止と権利擁護、こういったところも併せて機能として持っているような機関でございます。

昨年ですね、国で把握した調査結果、少しだけ基幹相談等の状況について調べたものがあるので、ご紹介したいというふうに思います。まず設置形態については、単独設置が29%で、複数の市町村の共同設置が24%というふうになっています。で、窓口の設置場所はどこが多いかというと、障害福祉サービス事業所内が最も多く33%、で、公共機関が24%で、市町村の役所

内というのが23%という構成です。

また運営主体が、一番大きいこれは社会福祉法人ですね、58%。次いで地方公共団体で20%というふうになっています。

それから、センターの設置方法ですけれども、こちら委託によるものが78%ということで、最も多くなっております。それから、委託により設置する場合、委託先がどんな相談支援事業をやっているかというところ、この3番目のところ、一般も特定もやっていますよというところが一番多くなっているということになります。

それから、委託により設置する場合の、さっき言った市町村相談支援事業の受託状況ですけど、74%は、それも委託を受けていますよということが分かります。基幹の状況については、今はこういった状況です。

設置数の推移なんですけど、先ほど約半数程度と言いましたけれども、赤い線が全国平均で、53%に留まっているという状況になります。

東京都につきましては、こちらですね、56.5%ということですので、ほぼほぼ全国平均と同等というところかと思えます。

それから、基幹相談支援センターの機能・役割に着目して、分析した整理ということですけど、市町村のアンケートですけど、人口規模の小さい市町村ほど設置が進んでいないということが、こちらで分かるかと思えます。

それから、基幹がどんな役割を担っていますかというような内容ですけども、さっき説明した内容と当然同じになるんですけど総合的、専門的な相談支援を担っていますというところや地域の相談支援体制の強化の取組を担っていますよというところが多くなっています。

地域の相談支援事業所への支援、いわゆる支援者支援というところにつきましては、基幹相談支援センターを設置している自治体では、その役割を担う基幹センターが62.4%ある。一方で、基幹相談支援センターを未設置の自治体では、対応していないというのが多いということになります。

それから、研修の企画、実施についても、そういう人材育成の取組については、設置自治体ではその役割を担う基幹センターは59%あるのに対して、未設置では対応できていないというのが41.6%あるというところになります。基幹設置自治体のほうが、こういった機能が、取組ができていいるというところが分かるかと思えます。

基幹相談支援センターについては、機能強化事業という補助金も活用することができますよということになっていまして、市町村等における相談支援事業が適切に実施されるように、一般的な相談支援事業に加えて、こういったところの専門的人材の強化とか、そういった機能を、この補助金も活用して取り組んでいくということができるようになっています。

こちらが、総合支援法の改正の内容を踏まえた今後の基幹相談支援センターの全体像ということになります。まず、市町村による設置の努力義務について書かれています。これに加えて、地域における中核的な役割を担う機関ということで、新たに3番と4番という役割が、法律上明確化されたということになります。

3番のところ、地域の相談支援事業者に対する助言等の支援者支援ですね。それから4番のところ、自立支援協議会の運営への関与を通じた地域づくりの業務ですね。こういったところが右側にありますけれども、中核的な役割ということで新たに規定されたということになります。このような役割を果たしていくということが、今後の法改正後の基幹相談支援センターに求められていくということになります。

法改正の2番目が、地域生活支援拠点等の整備というところがございます。障害のある方の重度化、高齢化や親亡き後を見据えて、緊急時の対応だとか、施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備をですね。平成27年度から推進してきたわけでございますけれども、こちら、約5割強の市町村での整備に留まっているということがございます。

そこで、拠点の整備、拠点をまず、総合支援法に、ちゃんと位置づけるとともに、その整備に向けて市町村に努力義務をつけるというようなところが、今回の法改正でございます。こちら条文なので見えないぐらい小さくてあれなんですけど、条文の中で、もともとと言っていた五つの機能ですね。こういった形で、法律上明記をされたということになりますので、お時間があるときに読んでいただければというふうに思います。

この拠点の機能についてですけれども、拠点は先ほど言いましたように、親亡き後を見据えて、居住支援のための機能とかですね。それから、そうですね、そして相談とか、緊急時の受入れとか、体験の場の確保とか、専門性の向上とか、こういった五つの機能を進めていくということになっております。これを地域の実情に応じて、様々創意工夫をしながら整備をして、地域全体で、サービス提供体制を構築していくというところになります。

各地域のニーズや既存サービスの整理状況、それぞれやっぱり違うんですね。同じ東京の中でも、きっと地域地域によっていろんなサービスの状況、人材の状況、利用者の状況とかもそれぞれかと思えますけれども、そういったものに応じて整備をしていくということになっております。

いろんな、そのときに拠点的なところをしっかりと作ってやっていこうという拠点整備型というタイプと、面的整備型というタイプ、いろんなところで連携をしていこうという、この二つのタイプが当初から想定をされて、こういったイメージ図が出てきたかなというふうに思っております。

これは、平成29年に発出をした課長通知ですけれども、拠点の整備に向けて運営上の留意点とかを示したものです。特に個別の事例を積み重ねて、地域の共通課題を捉えて整備をしていくということとか、運営に必要な機能の充実、実施状況をちゃんと把握をして、定期的に評価しながら整備を進めていくことが大事ですよというようなことが書かれています。

拠点の整備には、この地域移行のための安心生活支援事業という、地活事業、補助金事業が活用できるということになっています。居室の整備とか確保とか、コーディネーターの配置等に活用できる補助ということになります。

それからもう一つですね、個別給付という面でも、これまでの報酬改定を通して、段階的に拠点に関するものを強化してきているということになります。こちらは平成30年度なんですけれども、相談支援の強化だとか、緊急時の受入れ対応の強化とか、体験の機会・場の機能の強化等について実施した場合とか、体制を整えた場合のですね、加算が様々創設をされています。令和3年度の報酬改定においても、さらに、緊急時の対応とか、受入機能の強化等を図ったところがございます。そういったことをすれば加算がつかますよということになっていたところがございます。

そういうふうにして、様々な整備を進めるためのいろんな取組はしてきたわけなんですけれども、さっき半分程度と言ったんですけど、令和4年4月の時点ではこれで60%となっています。で、このうち、面的整備が88.6%ということなので、大半が面的整備ということになります。今回ですね、法改正で、整備が努力義務化されたということも踏まえて、整備をさらに加速していきたいというふうに思っているところでございます。

先ほどの60%ということなんですけれども、これも下の段が先ほどの基幹とかと同じで、状況を調べているんですけど、やはり人口規模の小さいところが、なかなか整備が進んでいないというところになりますので、そこら辺のバックアップというものが大切かなと思います。東京もこういった状況で、全国平均を少し並走するような形で整備がされているというところになります。

これ、この間の法改正に使われたスライドなんですけれども、拠点の整備の方向性ということでございますけれども、地域生活の安心の確保を図るための緊急時の短期入所の受入れ体制の整備とともに、地域移行ということも重要ということが示されていて、こちらのスライドで、期待される役割として整理をされています。今言った地域生活における安心の確保ということと、地域生活への移行、継続の支援というところが、大きな二つの期待される役割として整理をされ

て、そのために備えるべき機能として、先ほどまで言いました、五つの機能ということが、まとめられているというところがございます。従って、緊急時の受入れとか対応とかがスポットが当たりやすいんですけれども、それだけではなく、この体験の機会とかの場の確保とか、こういったところを通して、適切な意思決定支援をしながら、親元からの自立だとか、施設や病院からの地域移行につなげていくということが、更に重要になっているところがございます。

その動きを踏まえて、来年度からの3か年の第7期障害福祉計画におきましても、基本指針で成果目標として、その3か年で拠点の整備とともに、コーディネーターの配置とかですね。年1回以上、この運営状況をしっかり検証します、というようなところを位置づけたということになります。やはり拠点の整備に当たっては、地域のアセスメントというものをしっかり行って、支援者や関係者の方が一体となって、みんなですっかり整備をしていくということが大切なのと、整備をした後も、地域のニーズや課題に応えられている、そういう拠点になっているのかどうかということを、定期的に検証していくようなPDCAサイクルの視点で継続的に取り組んでいくということが重要です。

なので、こういったものを示させていただきながら、各地域ですっかりと必要な機能の強化・充実を図っていくということを繰り返し、このような場も通じてお伝えをさせていただいているところがございます。

併せて、令和3年度に研究事業を行いまして、その機能の検証とか検討というような流れをまとめたものですが、一応こういったステップが示されているということですが、こういったステップ、期待される役割をみんなで共通認識をして、地域生活における安心の確保、地域生活への移行、継続の支援を図るため、利用者からのニーズの適切な把握をしっかりとやって、この研究で評価指標を示させていただいていますので、そういったものを活用しながら自己評価をしっかりとやって、それを協議会に報告をして、協議会でも関係者のいろんな方から評価をいただいて、不足する施策とか、そういった内容を進めていきたいと思いますというところで、こういったPDCAを回していきながら、整備して終わりではなく、整備したところがむしろスタートだというふうに思っていて、絶えず改善に向けてやっていくということが大切なことかなというふうに思っております。

見直しの三つ目ですけど、今言った拠点整備においても、非常に重要な役割を果たすのが、今日のこの場もそうですけれども、自立支援協議会ですね。こちらのところになります。この地域の協議会で、障害のある方の個々の事例について、しっかり情報共有することを今回の法律にしっかりと明記するとともに、協議会の参加者が、そういった個別の議論をしっかりとやれるように、守秘義務とかを課したり、関係機関による情報提供ですね、協議会に対して情報提供をする努力義務というようなところを位置づけて、協議会での議論をさらに活発化していこうというのが、こちらの内容でございます。

協議会ですね。地域の関係者が集まって、地域における課題を共有して、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を進めていくこと、及び、関係機関等に連携の緊密化というものを図っていくということが、主な役割でございます。

こちらは、既に平成24年度から法定化をされている設置の努力義務がというのがありまして、その後25年度に、自立支援協議会という名前に固定ではなくて、協議会ということで、いろいろ地域の実情に応じて決められるようにしたり、その際にですね、ここも大事だと思うんですけど、当事者とか、その家族の参画ということが明確化をされたということでございます。

それから、概要のところにありますけれども、都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定めて変更しようとする場合は、あらかじめ協議会の意見を聴かないといけないということになっています。努めないといけないですね。ここは非常に大事なところかなというふうに思います。

この市町村の協議会については、地域の関係者が集まって、個別の相談支援の事例を通して明らかになった課題、そういったものを踏まえて、地域のサービス基盤の整備を進めていくという

のが主な役割でございます。

それから都道府県の協議会については、都道府県全域の障害のある方への支援体制の整備に向けて、この主導的役割を果たしていく協議の場として設置されるものでございます。こちらの今日のこの場も、そのために開かれている内容の一つかなというふうに思います。しっかり、都道府県でバックアップしながら、市町村での先ほどの個別のケースからの地域づくりというのを支えていくというところでございます。そういったところですね、しっかりと法律上も位置づけていって、というイメージをまとめたのが、こちらのスライド、総合支援法改正を踏まえた協議会の機能と構成ということになります。

協議会を通じた地域づくりにとっては、「個から地域へ」という取組が重要であるということをお記しております。で、協議会は、地域の関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めることができるというふうにして、協力を求められた関係機関等はこの求めに応じることに努めようという義務を課すということですね。それから、個別の支援に係る検討に基づくことを明確化したということをお踏まえて、協議会の関係者に対して守秘義務を課すといったところが、法改正の内容でございます。

これらを通して、ここの図にありますように、個別のケースから、明らかになった地域課題をしっかりと協議会で共有をして、そこで得た課題等を整理して、障害福祉計画に反映していく。そして、この地域を作っていくというのが、より明確になったというところでございます。

その際に、併せて重要だと思うのがこちらでございまして、地域のニーズをお踏まえた事業者指定の仕組みの導入というところでございます。協議会の話、先ほどまでの話と本当に密接に関係するかなと思うんですけども、現状、市町村が障害福祉計画等で地域のニーズを把握して、必要なサービス提供の確保を図るというふうな仕組みになっている一方で、事業所の指定は都道府県が行うということで、地域のニーズ等に応じた事業者の整備に課題がある、という指摘があるというところでございます。

なので、今回の見直しの内容としては、都道府県の通所や訪問、障害児サービス等の事業者指定について、市町村が障害福祉計画等との調整を図る観点から、意見を申し出ることができるというふうになっていまして、都道府県は、その意見を勘案して指定に際して必要な条件を付すことができるようになったということで、条件に反した事業者に対して、勧告とかそういったことができるようにするというのがこの仕組みでございまして。市町村が、事前にこういうふうに通知を求めたら、指定に際して条件を付した指定ができるというところでございます。

こちらに想定される例というのが書かれていますけど、例えば市町村が計画に記載した障害福祉サービスのニーズをお踏まえて、事業者のサービス提供地域とか、定員の変更とか、そういったことを求めるということ等が、こちらのほうに例として示されておりますけれども、そういったことが今後は可能になるということになります。

そうしますと、やはり各市町村でしっかりとニーズを把握して、うちの地域にとっては今これが課題で、こういったところが大事なんだということを反映した障害福祉計画を立てておくこと、それを踏まえて、指定の際にこういうところをお願いしますよということを示しておくことが、その地域の福祉サービスを充実させていくときに、非常に重要になるということになります。ですので、この福祉計画の作成におけるきめ細かいニーズ把握というふうにお書かせただいたんですけども、特にですね、重度な障害がある方々が、サービスの利用につながないような方のニーズも含めて、市町村でしっかりと、きめ細かくそういったものも反映させた障害福祉計画というのを立てていくということが、大事になります。これは国の指針ですけど、そういった地域移行とか、重度障害者のニーズの把握についてこちらに示しているということになります。

今日のテーマになる「当事者の暮らしを支える地域づくり」ということですが、これまで説明をさせていただいてきたように、基幹相談支援センターと、地域生活支援拠点等、それか

ら協議会と、これらが連動して、しっかり進めていくということが大事なものになります。先ほどの法改正のスライドの絵の部分だけを取ってきたものなんですけれども、こちらがですね、この三角のところ、当事者を中心とした個別の生活の支援というふうに思っていて、これを相談支援事業者とか、サービス事業者で日常的に支援していくということになります。今回の法改正では、その上でどうしても発生する緊急時の支援とか、施設等からの地域移行を進めるための拠点等の整備を進めていくとともにそこから把握されていくいろんな地域課題、これを協議会を通してフィードバックしながら、社会資源とか整備を進めていくわけですね。ここの部分が、土台ができたというふうに理解していただければいいかなと思います。

ですので、ここの部分を、今言ったような三つの中心的な機関を中心に、しっかりと体制を作っていく、みんなで作っていくということで、安心できる地域生活の環境というのを作っていくということが大切なことで、こういった絵をイメージしていただきながら様々な連携作りとか、それを支える都道府県からの広域的な支援ですね。こういったものをしっかりと作っていただければ、進んでいくんじゃないかなというふうに思います。

今、本体施設の部分について、様々な現状も含めて、ご紹介をさせていただいたところでございます。

ここからは、追加資料というふうになっているものを見ていただいて、こちらに沿って直近の報酬改定の議論、そこで出てきている、特に地域移行とか、地域生活支援というところに関わる内容について、少しご紹介させていただいて終わりたいというふうに思います。

では、進めたいと思います。

この報酬改定検討チームですね、3年に一度、検討をされてまいります。左側が、こういった構成員で構成しております、右側にアドバイザーの先生方ですね、こういった方々からもご助言をいただきながら、様々な検討を進めているというところになります。

障害者の関係ですね。非常に関係するいろんな、障害の種別も多いですし、様々な関係に置かれてる方々がいらっしゃいます。我々、できるだけ、そういった方々のご意見を伺って、それを踏まえた改定を検討していきたいということで、最初のほうは、ヒアリングをさせていただきました。で、8月中旬ぐらいに、論点整理をさせていただいて、その後、個別のサービスごとの報酬の在り方を検討させていただいて、つい先日、先週の水曜日に基本的方向性の取りまとめというところまで、ようやくたどり着いたということでございます。今がここですね。

今後、予算編成なども踏まえまして、最終的には、おそらく2月ぐらいと言われておりますけれども、この改定案というところが出てくるということになります。その必要な通知等を行いまし、4月から今のところ適用というところでございます。

そのうち、幾つかの論点について、今日はご紹介をしたいというふうに思います。

まずは、地域移行を推進するための取組についてです。これはお手元に②というところまでが入ったんですけど、今日は、スライド上では③というものをつけております。この報酬改定検討チームの中でも、とても大事なことだということで、再三再四、委員の皆様からも、アドバイザーの方々からも様々なご意見をいただいて、何度も内部でも検討して、充実させていったような内容になっております。

地域移行のための取組、まずベースとなる論点の現状とかのところなんですけど、障害者部会において、しっかり地域移行を進めるということで、障害者支援施設は地域移行を担う職員をその施設に配置するなど障害者の地域移行により一層取り組むことのほか、地域生活支援拠点等に配置されるコーディネーターが、障害者支援施設等の担当職員等と地域移行に向けて連携・協力しつつ、利用者の地域移行のニーズの把握と働きかけの実施、それから地域移行支援や体験利用へのつなぎなどの地域移行の推進に向けた役割を担うことというのが、もともとの障害者部会の中で指摘をされているところでございます。

それから、先ほどご紹介したように、障害福祉計画のための基本指針の中で、この中で施設か

ら地域への移行に向けて、更なる取組を進めた上で、施設入所者の数を5%削減することを基本としているということが背景にあります。これを踏まえて、地域移行を推進するための取組についてということで、まず初回の議論において、こちらの案が示されています。

まず、移行を促進するために、指定基準の中に、全ての入所者の地域移行への移行に関する意向について、これ、ややこしいですね。地域生活への移行に関する意向について、適切に意思決定支援を行いつつ確認することを規定するとともに、地域移行に向けた動機づけ支援、例えば、グループホームの見学だとか、食事の利用などを行った場合に、評価をしてはどうか、評価を検討してはどうかというふうになっています。

それから2番目はですね、個別支援計画に基づいて支援をした結果、地域に移行した方がいる場合ですね。例えば前年度において6か月以上地域での生活を継続している方が1名以上いる場合、かつ定員のほうを1名以上減らした場合は、その実績について加算をしてはどうかということが検討されています。

それから、定員を減らしていくに当たり、今は20人ごとの刻みになっていまして、20人減らせば、少し単価が上がるんじゃないかということですね。これが、20というのが少し、階段が大き過ぎるということが議論されまして、これを10人ごとに指定することを検討したらどうかと。定員変更しやすくするためですね。というようなことが検討をされたのが初回でございます。

それで、2回目というのが、その後行われたんですけども、上のほうは、先ほどのあるようなところなので割愛させていただきますけれども、先ほど言ったものに加えて、日中活動、一番上のところですね、さっきは、意思決定支援をしつつ地域に移行する意向について確認することだったんですけど、併せて施設、自分のところの施設以外の日中活動ですね。これの利用意向についても、意思決定の支援を行いつつ確認をして、希望に応じたサービス利用になるようにしなければならぬ旨を規定してはどうか。なので、住む場所は施設なんだけれども、通う場所は、ほかの施設に通うということも、意向をきちんと確認してはどうかということがあります。

それから、先ほどの動機づけ支援については、グループホームの見学とか、食事の利用とかだけではなくて、施設外の通所施設、通所事業所への見学とか、食事の利用とか、そういった場合の評価をしてはどうかということが挙げられています。

また、送迎加算についてですね。入所者はこれまで対象外だったわけなんですけれども、本人が希望する日中活動の提供を促進するという観点から、隣接していない通所については、送迎加算の対象にすることを検討してはどうかということ。

それから最後に、今後の大きな施設の在り方とか、そういったものを検討するために、令和6年度において、こういった状況を整理し検討するための、研究事業の実施や検討の場ですね。これを検討してはどうかということになっています。

これは、古い方のスライドですね。さっき追加をするといったスライドが、申し訳ないですね、ついてないほうが開いておりますけれども、これに加えて口頭で申し上げますけれども、第3回目のその論点についての議論の中で、先ほど言いました地域生活の意向を確認する場面における、意向を確認する担当者をしっかり選任をして、中の方に対して意向を確認するんですけど、コーディネーターの方が、その連携する窓口になり得るかなというふうに思いますけれども、そういった担当者を選任するということが一つと、もう一つは、意向を踏まえた個別支援計画を作成する。まず意向の確認をどのように進めるかとか、そういったものをまとめた意向確認のマニュアルというものを、その施設でしっかり整備していただくということを検討してはどうかというふうになっています。これを指定基準で義務化をしよう。

令和6年度からは努力義務として、令和8年度から義務化するために、国においてもこのマニュアルをしっかり作っていくとか、そういったことが、第3回目の議論のときに出されています。

先ほど口頭で言ったんですけど、担当者ですね。施設に配置する担当者が、先ほどまで紹介していた地域生活支援拠点等に配置されるこのコーディネーターと、それから、元々相談支援は関

わっていますよね、皆さん、サービス等利用計画持っていますから。この方と、地域移行に向けて連携協力をしつつ、ニーズの把握だとか、地域移行支援につなげることとか、または体験利用につなげることとか、そういったことをするというところに努めなければならないということを指定基準上、規定をするということを検討してはどうかということが書かれています。

トータル3回にわたって、この話題について議論をさせていただきまして、かなり多岐にわたるメニューが提案をされております。こういったところをしっかりと位置づけながら、更に、ご本人の意向に沿った地域移行というものを進めていくというところが、新たに設けられていくところが議論されたところでございます。

続きまして、こちらのお手元でございます。グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実についてというところでございます。こちらは、先ほど言いましたように、一定の数、グループホームから一人暮らしとか、パートナーとの生活に移行したいというふうに回答した方が、こちらの調査では約45%いたということになります。そういったことも踏まえて、先ほど言ったような法改正において、こういったグループホームからの一人暮らしを支援するということが位置づけられたところでございます。

それから、併せて障害者部会においても、こちらにありますように、退去後に一人暮らし等の地域生活をする場合の定着に向けた支援だとか、そういったものについても、報酬上の評価を検討すべきであるということや、そういった多様な生活、選択肢ですね。グループホームから出たいというような選択肢も含めて支援する観点から、何らかのサービス類型を検討すべきではないかということが、提案をされたところでございます。

これを踏まえまして、今回、このところの改正内容こちらですけど、まず、グループホーム入居中にどうするのかというのが上のポツ、で、入居前からそういったニーズがある方については下のポツというふうになっておりますけれども、入居中に一人暮らし等を希望するに至った、したいなというふうになった方を含めて、一人暮らし等に向けた希望を持つ利用者に対しては、入居中及び退居後の定着に向けた支援を評価することとしてはどうかということにしています。

その場合に、例えば居住支援法人とか、居住支援協議会との連携について、家探しとかもありますので、そういったところについてもしっかりと評価をしてはどうかということが、上のポツで示されております。

下のポツにつきましては、入居前から一人暮らし等を進めるための希望をするという希望を持っている方に対して、集中的な支援の実施を可能とし、かつ事業所側の柔軟な運営に資するため、当初、新類型ということが議論されたわけですけれども、最終的には、こちらの既存の種類の枠内において、共同生活住居単位で一人暮らし等に向けた支援を実施する仕組みも選択肢として設けることを検討してはどうかということになっています。

その際に、入居前からしっかりと、ここはそういうところですよということをきちんとご説明をして、理解していただいた上で入っていただくということや、ご本人がそういった気持ちになっていく過程の意思決定支援のプロセスについても、しっかりと関わっていくこと。

それから、専門員の配置による移行に向けた支援、専門性のある支援というもののや、利用者同士のグループワークなどもやっていながら、全体として一人暮らしに向けた計画的な支援というものを実施していくということとか、退居後の支援としても、本人への相談支援とかですね、居宅の支援チーム、退居後のその支援チームにしっかりと引き継いでいくというところについて、検討してはどうかということが新たに示されたということになります。

あとは、自立生活援助とか、地域移行とか、定着それから拠点についてのところについてご説明をして、私の話については一旦終わらせていただきますけれども。

まず、こういった自立生活援助、地域移行定着のところですね。横断的な内容として、まず一つ目ですね。自立生活援助と地域定着支援の対象者についてですね。こちらは、もともと地域において一人暮らしをしている障害者や、同居する家族が疾病等によって、支援が見込めないため

に、実質的には一人暮らしと同等の状態になっている方というのが、対象とされています。

一方で、これも、部会において、同居する家族がいる場合は、家族による支援が見込まれない場合であっても、支給決定がされにくい実態があるという指摘が示されまして、同居する家族がいる場合を含めて、自立生活援助、地域定着支援による支援を必要とする方に対して、市町村が個々の状況に応じて適切に支給決定をするための方策を検討すべきであるということが指摘をされたところでございます。

検討の方向性としましては、今回の議論されたこととしましては、更にこういった地域移行とか、地域定着を推進するために、同居する家族に疾病や障害等がない場合であっても、本人の生活が大きく変わるタイミングとかで、手厚い支援が必要となる場合については、この対象者とするんだということを明確化してはどうかということが議論をされています。

具体的には、地域移行を利用して、退院とか退所をした方とか、精神科病院の入退院を繰り返している方や強度行動障害や高次脳機能障害等の方について、同居をする家族が、そういう場合ではない場合であっても、支援の対象とするということを検討したらどうかということが具体的には議論されているところでございます。

それから、集中的に支援が必要な対象者に支援を行った際の評価についてでございます。こちらですね、今、自立生活援助のポンチ絵がないので、本当に文字だけで申し訳ないんですけど、今概ね週1回以上、必要な相談とか訪問とかを通して支援をしていくというようなサービスになっております。これについて、下のほうありますけれども、利用者の支援の必要性に応じて、概ね週1回というところを超えて、訪問による支援を集中的に実施した事業所に対する評価を検討してはどうかということが議論をされています。

また、円滑な地域移行を見据えた効果的な支援ということで、月1回の訪問に加えて、テレビ電話等を使って切れ目のない支援をした場合の評価を検討してはどうかというところが、検討をされているところでございます。今回も論点には盛り込まれております。

それから、人員配置基準の弾力化ということで、自立生活援助については、地域移行とかそういったサービスと一体的に行われるようなことが多いわけなんですけれども、柔軟な運営を認めるという方向の議論でございます。

一般相談、特定相談支援事業所または障害児相談支援に配置された相談支援専門員等が、自立生活援助事業所の業務を兼務することは認められているけれども、相談支援専門員がサビ管と兼務する場合には、いずれの要件をも満たす者を配置しなければならず、サービスが十分に広がらない原因の一つという指摘がある。こういうことを受けまして、下のほうですね、相談支援事業所において提供される地域相談支援との支援の連続性の確保だとか、自立生活援助の整備の観点から、併設する相談支援事業所において、地域相談に従事する相談支援専門員を配置することで、先ほど言ったサビ管の要件を満たすとする取扱いを検討してはどうかということ。

それから、サビ管を常勤専従で配置する場合には、他の日中活動サービスと同様に、配置基準を、今、30対1なんですけれども、60対1とすることを検討してはどうかということで、より実施しやすい環境を作るということにしています。

それから、すみません、実施主体についてなんですけど、これも、更に促進していくという観点から、実施主体の拡充について検討してはどうかということで、例えば今は障害福祉サービス等事業所しかできないんですけども、例えば居住支援法人とか、こういった障害者の支援に一定の知識と経験を有する主体が参画できるように、この実施主体要件という部分を見直してはどうかということが議論をされています。これらの対策によって、自立生活援助が、今なかなか実施しているところ少ないんですけど、これら実施主体が増えていくということを期待しているということになります。

最後に、拠点の整備ですね。拠点の機能の拡充についてというスライドになります。

この拠点につきましては、今ご説明をしたような経緯がございまして、まだ6割ということで

ございます。この拠点について、先ほども言いましたように、今は安心生活支援事業というところでやっているんですけども、コーディネーターの整備とかやっているんですけど、これを個別給付、こちらの給付のほうでできないかということで検討されておりまして、この障害者の緊急時の受入れや地域移行の推進について、計画相談ですね。地域移行支援等のサービスを一体的にやっているところで、かつ、市町村から拠点の委託を受けた相談支援事業者において、情報連携等のコーディネート機能を担うことについて検討してはどうかと、そういう方針を新たにつけてはどうかと。それを使ってコーディネーターの配置等ができるようにしたりとかということになります。

もう一つは、拠点の充実を図るため、今の短期入所においては緊急受入、評価されているわけなんですけども、この平時からの連携体制を整えた通所系サービス事業所においても、緊急時の支援について評価を検討したらどうか、こういったことが検討されています。特に、こちらの、個別給付を活用したコーディネーターの整備については、大きな目玉かなというふうに思っておりますので、今後、こういったことも活用しながら、拠点へのコーディネーターの整備について、どのように進めていくかということ議論をしていく時期になってるかなというふうに思います。

すみません、先ほどから口頭での説明になっているところが多くて、大変恐縮ですけども、これで用意したスライドを終わらせていただきます。また、話したりないところにつきましては、後半のところでお話をさせていただければというふうに思います。

一旦これで終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

（司会） ありがとうございました。もう一度、拍手をお願いしたいと思います。

それでは、これから15分弱になりますが休憩とさせていただきます。第2部のパネルディスカッションは、14時45分から開始させていただきます。

それでは皆さん、5分前に私、アナウンスさせていただきますが、休憩にさせていただきます。どうぞ、後半もよろしく願いいたします。

パネルディスカッション

「地域移行・地域生活支援をしてみて、現在の生活はどのように変わったか」

「地域で生活する中で楽しみにしていることは何か」

(司会) それでは、お待たせいたしました。第2部を開始させていただきます。どうぞ、よろしくをお願いいたします。

(岩本) 皆様こんにちは。第2部の司会を務めさせていただきます、本協議会会長の岩本でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

第2部は、前半でパネリストの方々のご報告をお聞きして、後半は、コメンテーターを含めてディスカッションしてまいりたいと思います。

最初に、パネリストとコメンテーターのご紹介をいたします。4名の方にご登壇いただいております。

皆様からステージに向かって右側の方から、一番右側が、松田真実さんです。相談室さくらその相談支援専門員をなさっておられます。お隣の内山さんの地域移行に関して支援なさったお立場からご発言いただきます。

そのお隣が内山裕子さんです。内山さんは、入院入所を経て、現在、地域で一人暮らしを実現されておられます。ヒューマンケア協会のご所属の方です。いろいろ地域での暮らしについてお話を聞かせていただけるとかと思っております。

そして、またそのお隣ですけれども、中尾良彦さんです。中尾さんは、青梅市内のグループホーム、畑中たましろ荘で生活をなさっておられます。

そして、そのお隣ですけれども、有山一博さんです。有山さんは、中尾さんがご利用されているグループホームの管理者として関わっておられます。また有山さんは、現在、日野市の地域自立支援協議会の委員としてもご活躍をされております。

なお、中尾さんと有山さんに、手話通訳の方も同席していただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

続いてコメンテーターですけれども、先ほど、基調講演で最新のいろいろな情報をお聞かせいただきました松崎貴之さんにコメンテーターをお願いしております。よろしくお願い申し上げます。皆さん、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、パネリストの方のご報告ですけれども、当事者のお立場と支援者のお立場ということで、二人一組ということで、二組のお話になります。大変短くて恐縮ですけれども、一組20分ずつ発表していただきたいと思います。

それでは、まず初めに内山さん、松田さん、よろしくお願い申し上げます。

(拍手)

(内山) 皆様こんにちは。はじめまして。内山裕子と申します。

まず、簡単に自己紹介を少しだけさせていただけたらなと思います。

私の障害は、ギラン・バレー症候群という神経の難病の後遺症です。2008年にこの病気にかかりました。この病気は、感染症をきっかけに、自分の免疫が自分自身の末梢神経を攻撃してしまう病気です。進行がとても早くて、私の時は、おかしいなと思ってから、たった3日ぐらいでベッドに寝た姿勢から頭を起こすこともできなくなってしまうような形で進行しました。

そこから1年間丸々寝たきりの生活になりまして、在宅での生活は難しい、もう在宅には帰せないということで、約3年間の長期入院を経て、2010年11月に、東京都日野療護園に入所しました。この「日野療護園」、今年の5月に立川市に移転しまして、今は「立川療護園はごろもの音」という名前に変わっています。

この日野療護園で5年半ほど生活をして、2016年6月に地域移行して、現在は東京都八王子市で一人暮らしをしています。重度訪問介護という制度を利用して、介助者、ヘルパーに生活

を支えてもらっています。今は、ヒューマンケア協会という八王子市にある自立生活センターで当事者スタッフとして、ピアカウンセリングや相談支援専門員の仕事をしています。

趣味は、ライブに行くこと、ここにも書いたのですが、ドリカムが大好きで、デビューの頃からずっと追いかけています。あとは、おいしいものを食べることもとても好きです。本日はどうぞよろしく願いいたします。(拍手)

今、私、5年半ほど施設で生活していましたというふうにお話をさせていただいたんですけども、まず、そもそも私が何で施設入所したのかというですね、まさにここに書いてあるとおりなんですけど、寝たきりになってしまって、あなたのような重度の人は施設に行くしかないというふうに言われました。これは、入院中の病院のお医者さんとか、看護師さんからも言われましたし、当時暮らしていた23区内の役所の障害福祉課の方からも、こんなことを言われました。ほかにももう一つ、病院の人からは、こうも言われました。どうしても家に帰りたいなら、お母さんと一緒に暮らしてください。もうお母さんと暮らすのか、施設に行くのか、どちらかを選ばない限り、もうこれ以上病院には置いておけませんと言われてまして、もちろん当然、本当は施設になんて行きたくなかったんですけど、もうその当時で母は70近かったので、高齢の母に私の世話をしてもらおうということが、どうしても私が納得いかなくて、母に負担をかけたくない、だけど、どちらかを選ばない限り退院させられてしまうし、ということで、私が行くと言えば全て丸く収まるんだろうなと思って、泣く泣く入所することを決めたという経緯があります。

最初の頃は、正直地域移行という言葉も知らなかったし、当然知らないの、興味もないしということで、施設、嫌だけど病院みたいな大部屋ではない、一応一人になれる個室のスペースがあって、私から出ていくと言わない限りはずっとそこにいられるので、それでも、施設でもいいかなと思って暮らしていたんですけど。

そんな時に、たまたま自立生活センターの当事者スタッフの方と出会ったことで、私の考え方が大きく変わりました。日野療護園は、月に1回、苦情解決委員の方が、入居者の人たちが施設で暮らす上で、困っていることはないですか？、何か嫌なことはないですか？ということでお話を聞きに来てくださるんですけど、それで来てくださったのが、障害当事者のスタッフの方だったんですね。

その方、障害がとても重くて、体もほとんど自分で動かすことができなくて、動くところといえばたぶん指先が少し動くぐらいだったのかなという感じなんですけど、そんな方が、地域でヘルパーの介助を受けながら、一人暮らしをされていて、しかもこんなふうに仕事もしているという姿を目の当たりにして、何かこう、私はそれまで、やっぱり病院でも施設でも、障害が重いから、あなた、何もできないでしょうみたいなことをずっと言われ続けてきて、私って何か、居てもあんまり意味ないのかな？とか思ったりして、自分に全く自信が持てずにいたので、この当事者の方との出会いがあって、障害が重度になったら何もできないんだなという、そういう私の価値観を大きく変えてくれました。

そんなきっかけがあって、地域移行をしようと決めたんですけど、当然すぐ「したいです。」と言ったらできるわけでもないの、そこから私は1年間ぐらいかけて準備をしました。やったことは、大きく分けると、このスライドにある三つになるんですが、まず自立生活プログラムというのが、地域で生活するために必要な情報とかノウハウを、自立生活センターの障害当事者のスタッフと一緒に体験しながら身につけていくというためのもので、内容的には、福祉制度について知識を学んだりとか、実際の介助。それまでヘルパーをほとんど使ったことがなかったので、介助者と一緒に出かけたりとか、あとは、自立生活体験室といって、一人暮らしの練習をするためのお部屋があるんですけど、そこで実際に介助者と何日か一緒に生活をしたりというのもしました。

次の段階で、行政との交渉ですね。私、重度訪問介護という制度を使っているってさっきもお話をさせていただいたんですけど、時間数を、一人暮らしができるぐらい自分に必要な支援がし

っかり受けられるだけの時間数を出してほしいということで行政と交渉したりとか、あとは一人暮らしをするための部屋探しをしていきました。

部屋が見つかって、あとはおうちの改造、私、車椅子で、自分で立ったり歩いたりすることができないので、部屋の中にリフトといって体を吊り上げて移動するようなもの、福祉機器を使っているんですけど、そういった住宅改修も、どんなものが自分に必要なのかな、自分に適切なのかなというのをいろいろ見たりして、住宅改修を実際にやるという流れで、1年ぐらいかけて進めてきて、2016年6月から、現在の住まいで自立生活をスタートさせています。

地域移行の準備の中で大変だったことって幾つかあるんですけど、とにかく一番大変だったのは住宅を探すことでした。本当に部屋が借りられなくて、まずは皆さん、障害のない方と同じようにインターネットで物件を探して、気になったものがあったら電話をしてみるんですけど、大体そこで「あの、車椅子なんですけど」と言ったら、言った途端に「うちにはちょっとお貸しできる物件はないですね。」みたいな感じで、話も聞いてもらえないという、門前払いのような状態になってしまって、本当にそれが何回も続いて、最終的には、もうこれは実力行使しないと駄目だろうなと思って、駅前の不動産屋さんへ直接、「すみません、部屋を借りたいんですけど。」ということで行きました。

そこで出会った店員さんがすごく親切な方で、「車椅子の方が借りられるところって、正直そんなにないんですけど」と言いながら対応してもらって、それでやっと部屋探しのスタートラインに立てたという感じです。とは言えそこから本当に道は険しくて、2か月で私13件ぐらい物件を見たんですけど、例えば、まず、何かあったら困るので貸せませんか、車椅子の方だとお部屋に傷がついてしまうから、ちょっと借りるのは遠慮してほしいみたいなことを言われたりして、とにかく借りられなかったですね。

何かあったら困るからと、本当に行く先、行く先でずっと言われ続けたんですけど、私個人としては、何かあったらというリスクには、障害は関係ないなと思っているんですけど。障害のない健常者の人だって、もしかしたら突然病気で倒れてしまって、家の中で倒れて亡くなっちゃうとか、そういうことがあるかもしれない。だから、そういう何か起きるリスクというのは、障害があろうとなかろうと変わらないはずなんですけど、そういったところで、すごく偏見に遭って、なかなか家が借りられないということが続きました。

なので、私の場合は、自立生活センターの当事者のスタッフが、13件全ての内見に同行してくれて、車椅子で民間の住宅を借りるのは初めてなので、それまで病院とか、施設とか、すごい十分にスペースがあるところで生活していたので、どれぐらいの、例えば間口の幅があればいいのかとか、そういったことが全く分からない状態だったので、一緒に同行してもらって、時には不動産屋さんの人とか、大家さんにも一緒に説明をしてくれたりしたというのがあって、そのサポートがあって、何とか借りられたというような感じでした。

私の場合は、車椅子に乗っているということで、すごく見た目に分かりやすい障害でしたし、このように自分で話をすることもできたので、何とかサポートを受けて部屋を借りることができましたけど、知的障害だったり、精神障害だったり、見た目だけでは分からない障害のある方とか、あとは言語障害もあったりして、自分の意思を表すことが難しい障害のある方にとっては、住宅を探すことというのは、本当に大きなハードルがあるなというのを感じます。

今、私が相談支援専門員として関わっている方でも、重度の知的障害があっても、成年後見人についてはあるんですけども、後見人がついていて、代理の契約はできる。でも、結局のところは、住む人で判断されてしまうので、なかなか住める家が見つからないとか、言語障害のある方で、年金とか手当を受けているので経済的には十分家賃を払えるぐらい問題ないのに、家賃保証会社の社員の人とコミュニケーションを取ることが難しい。だから、その本人が、このことを、契約ということを理解できているのか分からないというふうに判断されてしまって、保証会社が使えなくて困っているという方もいらっしゃいます。

今、東京都もそうですし、八王子にも居住サポート事業みたいな、住宅を借りることが難しい方に対する支援というのがあるんですけど、実際は一覧を見て電話をしても、内容をお話すると、大概の事業者さんに断られてしまったりすることが多いので、本当に支援を必要としている方が利用できるように、制度がもっと充実していくといいなというふうに感じています。

次のスライド、この写真は、住宅改修をした後の頃の私の部屋です。私の部屋は2DKの部屋なんですけど、完全に振り分けになっていて、入って右側が私のベッドのあるお部屋、左側は、基本的には介助者がそこで待機したりとか、私の泊まりの介助も入れているので、泊まりの介助者は右の部屋で過ごすというふうに、空間を分けています。

何でこうしたかということ、私、自立生活体験室にいたときに、初めて24時間、介助者と一緒に過ごしたんですけど、人の気配があると、どうしても眠れないんですね。何か、病院も確かにベッドが大部屋で並んでいてカーテンで仕切っているだけで、あんまり環境は変わらないから大丈夫かなと思っていたんですけど、本当に人の気配が気になってしまって全く寝なくて、それもあって、ちょっとこう、完全に振り分けて。手を借りたいときは声をかけてすぐ来てもらえる、だけど、一人の空間も確保できるという、そこにこだわってお部屋を借りました。

ベッドの写真があるほうの上に写っている銀のやぐらみたいなやつと、真ん中の白い機械、あれが移動用のリフトです。あれで体をつり上げて、ベッドと車椅子の間を移動しています。

ほかにも大変だったこととしては、派遣事業所を探すことですね。私、重度訪問介護の時間数、結構たくさん支給量を受けて生活している。基本的には仕事の時間以外は、常に介助が入っているという状態なんですけれども、支給量が多い分、一つの事業所だけでは賄い切れないので、複数の事業所を探す必要がありました。特に土日祝日は、仕事がないので24時間介助者にいてほしいんですけど、どこも人手不足で特に見つからない、ということで、自立当初は、一時期、一番多いときで10社近く、派遣の事業所にヘルパー派遣をお願いして、生活を回すということをしていました。

もう一つは、介助者との関係性の構築というところがすごく大変でした。先ほど体験室で過ごしていた時のお話ししましたが、やっぱり、家族ではない人が常に同じ空間にいるということで、どうしても何か見られている気がして、落ち着かなかったりとかして、物理的な距離を取るということで解決はしてきたけど、今でもやっぱりたまにちょっと、本当に一人になりたいなと思ったりすることもあります。

あとは、介助方法を伝えるということも、初めはとても難しかったです。私自身が、自分のしてほしい必要な介助というのを、言葉で伝えることに慣れていなかったのも、本当にすごく大変でした。

なのですが、ここは施設入所時から、レクチャーの時間を設けてもらうなどしてサポートを受けながら、ヘルパーの皆さんに介助方法を一つずつ覚えてもらうようにして、クリアしてきました。

(松田氏) 皆さんこんにちは。相談室さくらそうの松田です。

内山さんが入所施設から地域での自立生活に移行する時に、日野療護園の職員として勤務させていただき、地域移行支援に携わらせていただきました。

地域移行支援で施設職員としてサポートできたこととしては、地域移行支援会議への参加や、地域の相談支援事業所、地域の自立生活センター、行政機関との会議に参加したことです。地域の相談支援事業所や地域の自立生活センターと協働することで、地域での暮らしや施設でできる支援を整理、確認することができました。特に、地域移行支援を利用されたことで、地域移行の時期や具体的な予定を共有することができました。

地域移行支援について、少し説明させていただきます。地域移行支援とは、障害者支援施設等に入所をされている方や、または精神科病院に入院されている方など、地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている方に対して、住居の確保や地域での生活に移行するた

めの相談や必要な支援を行うものです。

その中には、外出の同行、福祉サービスの体験的な利用支援、体験的な宿泊支援、内山さんの地域移行では、自立生活センターの体験室を利用して宿泊体験をするなど、地域の自立生活センターと協力して行いました。そのほかに、必要な支援として、ご本人の希望や退所に当たっての体験や準備が必要なことなどです。

地域移行支援を利用し、地域移行の予定を共有することで、施設でサポートすることが具体的にになってきました。その一つとして、短期入所支援としての施設の空床利用です。施設退所後、住む場所に住民票を移してから、住宅改修の申請・支給になるために、アパートで退所後すぐ生活することが難しかったです。

その解決方法として、施設退所後、空床になる部屋で、そのまま短期入所を利用する形でサポートしました。住宅改修中も変わらない部屋で生活できる、慣れた居室で介助者の面談ができる。レクチャーもできる。

そして、施設側は、次の入居者が入るまでの手続や面談など、入所調整中も短期入所支援として収入が入ります。地域移行をする内山さんにとっても、施設の運営にとってもメリットがあることで、サポートしやすいのかもと思っています。

次に、介助レクチャーです。基本的には、内山さんが説明をして、実際に介助をする形でレクチャーを行いました。施設を退所して、地域で一人暮らしをするための準備として、先ほど内山さんがお話しされたように、介助者を探し、面談し、介助をレクチャーする等々、担っていることがとても多くあるなというふうに感じていました。

その中で、少しでも内山さんの負担軽減になればと、介助方法の参考資料をお渡ししたり、必要時に面談の同席等を行いました。施設職員として地域移行支援に関わることで、地域の暮らしや、当たり前暮らすことを支援する方法を知る機会になりました。今回お話をいただき、久しぶりに内山さんとお会いすることで、お仕事やお休みなど、施設ではできなかったことをたくさん実現しているなというふうに感じています。

(内山氏) ここまでは、自立生活をしていく中で、大変なことというのをたくさんお話してしまったので、聞いてくださっている方が、そんなに大変だったらできないんじゃないかと思われるかもしれないんですけど。もちろん大変なことはあるんですけど、それを上回るぐらい楽しいこともたくさんあります。私は、まず帰りの時間を気にせずに出出できるというのがすごくうれしかったです。2019年には本当に大好きなドリカムのライブで初めて遠征して、大阪に泊まりがけで行ってライブを観たりだとか、あとは地域でも、今八王子なんですけど、八王子でも趣味を通して新しい友達がたくさんできたりして、これは本当に全部、施設にいたら体験できなかったことだらけだなというふうに思っています。

なので、もし今、もう1回施設に入りたいですかと聞かれたら、私は絶対に嫌ですと言うと思うんですけど、本当にこんなふうに地域で生活して、仲間ができて、仕事もできてということで、たくさんの人と関わって、隔離された施設から社会に戻ってきたんだなということを実感しています。少しでも多くの方が、これから地域移行につながっていったらいいなというふうに思います。(拍手)

(岩本) 内山さん、松田さん、ありがとうございます。最後にお話しいただいたように、本当にライブに行きたいという思いが原動力だったのかなと思いました。それでも、お部屋探しの体験談は、聞いていても何か心が痛むというか、そういう感じでいっぱいになりました。でも、そういったことを乗り越えられてきた経験から得られたものって、すごく大きいんだなと思いました。

また、地域移行支援のときの短期入所の空床利用とか、そういった細かいノウハウみたいなものは、是非共有したいところですね。いろいろ制度があっても、使いづらいという声をよく聞きますので、どのように利用されていたのかということは、すごく勉強になったと思います。貴重

なお話、ありがとうございました。

続きまして、中尾さん、有山さんからご報告をいただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

(有山) 司会からご紹介いただきました、グループホーム畑中たましろ荘の有山と申します。まず、皆様にお願ひがあります。私たち二人は耳が聞こえませんが、拍手をいただく時なのですが、それも聞こえませんが、代わりにこのような形で拍手をしていただければありがたいので、お願いしたいと思います。

では、こちらにテーマが書いてありますけれども、地域移行、また、地域生活支援を利用して、現在の生活をしている立場からのお話をします。

中尾さんが後ほど報告すると思いますが、中尾さん自身がとてもドキドキしているということです。ですので、よろしく願いします。

ホームの特徴なんですけれども、普通は障害者グループホームという、その中というのは、ろう者プラス知的障害の方、ろう重複のグループホームがこちらの特徴になります。軽い方、重い方いろいろいらっしゃいます。4名の入居者がいます。障害の重さもまちまちです。やること
が大丈夫なこととできないこともあります。なので私たちは全部応援するのではなくて、できない部分だけを支援して、将来自立できるように支援をしております。

やはり、コミュニケーション方法というのは手話になります。手話は見て理解できる言語ですので、また、手話でなければ、絵を描いて表示することもあります。今こちらに持っているカードなんですけど、これは洗顔をしているところですね。これを見せてコミュニケーションを図るといふこともあります。

このようないろんな方法を使いながら、コミュニケーションを図っております。やはりコミュニケーション力をつけさせたいと思いますので、これから手話がちゃんとできるようといふことも支援していきたいと思ひます。

やはり手話は、私たちを守るものですね。手話は命です。とても大切なものですので、一生懸命手話に関しても、入居者に習得できるように支援していきたいと思ひます。今四人の仲間がいらっしゃいますが、それぞれ仕事に出ている様子はまちまちです。一人は一般の企業に勤めています。もう一人は、こちらに書いてありますように、就労移行支援事業所です。あとの二人は、「たましろの郷」に通所しております。最後のお二人は、ちょっと重い障害の方ですね。一人目の方は、今隣にいる中尾さんです。一般企業に就労できました。なので、そのことは後で報告してもらおうと思ひます。

4名は、中尾さん見ても分かると思ひますけれども、耳が聞こえるか聞こえないのか、見た感じでは分かりませんよね。会ってお話をして初めて、「ああ、この方は聞こえないんだ。」ということが分かります。まず、一目見ただけでは分からない。そこが、なかなか難しいところですね。

そこがいろんな壁があります。例えば、バスに乗って、手帳を見せると何か運転手さんが話すんですね。何だろうと思ひますけれども、そこでもコミュニケーションはうまくいきません。それ見て、何か手を振っているんですけども、このカード、ヘルプカードがありますよね。そのヘルプカードを見て初めて運転手さんが「ああ、この方は障害があるんだ。」ということを知ります。ただ、きちんと提示しないでリュックに掛けて、後ろを見てやっと分かるという時もありますよね。

中尾さんのプロフィールですが、お話ししたいと思ひます。

中尾さんは、自分でやりますか？

(中尾) はい、中尾です。名前は、中尾良彦といひます。

(有山) 前の仕事はなんですか？

(中尾) 前は、新しく変わったところがあるんですけども、住宅の・・・。

(有山) 違う、違う、仕事に関して少し話してください。

(中尾) はい、改めて。たましろの郷の仲間と一緒に生活をし、かたつむりなどトイレの掃除とかいろいろなことをしました。いろいろと3か所を掃除しました。賃金はちょっと安かったんですけども、まずそこで生活をしました。前は、平成30年、コロナが流行した時には、外部の仕事ができず、給料ももらえない状態でした。給料が無いのは仕方がないと思ったんですけど、ちょっと細かいことは分からなかったんですけども。

(有山) はい、次、有山です。

中尾さんは、本人の強い気持ちがあります。それは、今までコロナのためにずっとお休みで、収入も全然減ってしまったということで困っていました。そういう状態を、彼はお話ししてきたんですけども、今後どうしようかと、このままでいくのか、給料もどんどんどんどん下がるばかりで困るということで、いろいろ考えまして、一般企業に就労させたほうがいいのではないかとということで、相談員といろいろ相談をしました。

その結果、今、こちらスクリーンにあるように、青梅市にある一般企業に採用され、青梅市の福祉センターで主には清掃の作業をしています。細かいところは、こちらのほうに表示したいと思います。

今までは、通所介護ということで、そこでもいろいろと清掃の仕事をしていたんですけども、簡単な仕事でしたね。でも彼はですね、清掃のプロなんですよ。本当にきれいにお掃除をします。で、この力はもったいないと思ったので、グループホームの中でも、彼のことを見ると、やはり、とても細かくホームの中をお掃除するんですね。清掃の腕はすごいものがあります。そこで、相談員たちと相談をしまして、企業をいろいろと探しました。それで一般企業につなげたところ、青梅の福祉センターのほうで仕事ができるような形になりました。

こちらに書いてありますように、目的は会社に入って、将来、一人暮らしをしたいという夢があるからです。ですから、その夢を私たちは応援しています。給料もちゃんと貯金をしたいというふうに言っています。その言葉を受けて、みんなで相談したその結果、それを実現、一般企業のことは、実現できたということですね。今、グループホームの中での生活をしていますが、将来は一人暮らしに移行する、その方法を今、模索中です。サテライト制度をこれから使って、いろいろと準備をしたいと思います。

先ほど松崎先生がお話しした中で、いろんな一人暮らし、移行の話、いろいろとお話しいただきましたが、それも参考にこれから計画を進めていきたいと思います。

青梅福祉センターの仕事の内容なんですが、中尾さん、自分でこれお話できますか。

少しお待ちください。今、お話しする内容を相談しています。

(中尾) 青梅福祉センター、今年2月に決まって、仕事が始まりまして、時間は、まず朝5時に目を覚まして、それからいろいろ支度をして出発をします。実際に仕事は7時から、で、清掃の仕事、例えば2階のトイレは一番大変なんですよ。ちょっと忙しいんです。廊下の清掃もして、それでちょっと休憩を取って、飲物などを飲んで、ほっとした後、また清掃作業を始めます。3階もきれいに拭かなければいけません。

全部終わる時間が12時半頃ですね。全て仕事が終わって着替えをして、またホームに帰るという形です。まず、ホームに帰りましたら、1時半ぐらいになるんでしょうかね。その時には、それからお昼を食べます。

(有山) ありがとう。中尾さんの仕事の内容は、細かくスクリーンのほうに投影してあります。コミュニケーション方法は、作業をしているときは筆談とか身ぶりでやります。手話は、職員の皆さんは高齢の方が多くて、なかなかコミュニケーションが難しいんですけども、身ぶりとか筆談でコミュニケーションを取っております。

その一部が、こちらのほうに投影してあります。最初は、文章をだ一っ書いてくださったんですけども、でも、それを読んでも何かよく分からずに、私はそれを見たときに担当者に電話をして

お話をした結果、もっと分かりやすい方法にということで、こういう書き方に変わりました。ちゃんと箇条書にして、見て、しっかりと分かるような形の書き方に変わりました。やはり文章は、分かりやすいように書いていただきたいと説明をして、それでこのように今は仕事ができるようになりました。参考として、こちらに投影してあります。

あまり漢字もないですね、普通の難しい漢字はないですね。このような方法で、文章で指示を受けています。私は、ピアサポートの専門の相談員ですので、それを見ていろんなことをアドバイスをできますので、いろいろとアドバイスをしたり活動をしております。

中尾さんは、先ほどお話ししたように、お昼にホームに帰ってきてゆっくりする、のんびりしていたんですけれども、何か趣味があるんじゃないかと聞いたんですね。あんまりゆっくりしているの趣味を聞いたら、こちらに写真があるように、お昼過ぎにホームに帰ってきて、のんびりしていて、「何もしないのか、これから一人暮らしをするのだから、料理の練習をしなきゃいけないんじゃないか？」と伝えると、「あ！そうだ！」ということで、自分にはですね、得意なものがあるんですね？中尾さん、ご自分で紹介したらどうですか。

(中尾) 中尾です。私は、趣味としては、絵とか何かを作ることが好きなんです。また、私は絵はですね、例えば、有山さんの顔を描いたりするんですけれども、ちょっとこちらのほうに、今日は絵のカードを持ってきたんですけど、似顔絵と名前、ご覧になれますでしょうか。これは私が描いたものです。有山さんと中尾の絵です。他の仲間の人たちの顔もいろいろ描いて、手話が分からない場合、絵を描いて、それでコミュニケーションを図ることもあるんですね。こちらのほうに幾つか描いた絵があります。ご覧になれますでしょうか。手話の分からない人たちには、こういう形でもってコミュニケーションを図れるんじゃないかということで、幾つかカードを作っております。

(有山) 中尾さんの得意なものなんですけれども、焼きそばとカレーを作るのが得意なんですね。お料理得意なんです。素晴らしいですよ。焼きそばを作ったとか、カレーを作った時に実際に食べてみたら、本当に美味しいですね。本当に美味しい料理を作るんです。得意じゃないですか、料理。将来一人暮らしをしても、料理については大丈夫だなと私は思っています。

次は、こちらの写真。先ほどこちらの会場の入り口に模型が二つ置いてあったと思います。皆さんご覧になりましたでしょうか。もしかしたら通り過ぎた方は、帰りによくご覧になってお帰りいただきたいと思うんですが、本当に細かく作っているんですね。屋根をちょっと上に持ち上げると、家の中までも細かく、トイレの形なども細かく作っているんですね。紙で作った模型なんです。本当にもう私は、この力には負けるぐらい素晴らしい力があります。将来、中尾ギャラリーなどができるんじゃないかなと思うぐらい、上手ですね。そういうふうになるよう、ちゃんと私たちは応援していきたいと思います。たくさん展示して、皆さんに見てもらえるんじゃないかな。もしそういうことがあったら、私は応援したいなと思っております。

これからの課題なんですけど、コミュニケーションについて、まだまだやはりコミュニケーションというのは十分できないのですね。もっと豊かなコミュニケーションができるようになってほしいなと思います。

また、将来、一人暮らしをする時に、何をどうしたらいいのかということも、改めてよく考えて、こちらのほうも指導しなきゃいけないと思っております。例えば、彼はたばこが好きなんですね。中尾さんが「すみません。」と言っています。

今、1日何本吸うと聞いたら、「3、4、」うそだろうと言うと、本当に生活でのいろんなお金の使い方なども注意しなきゃいけないと思いますので、そういうところも、これからの指導の課題の一つだと思います。これから一人暮らしができるように、いろんなことを共にやっていかなければいけないと思っております。具体的なことを改めて今、計画を、いろいろきちっと考えながら進めている途中です。

これから、中尾さんは、聴覚障害者だから駄目ではなくて、人間としてみんな同じ、これから

人間としてきちっと生きていこうという考え方を大切にして、ずっといついていただきたいと思います。

これで、私の報告は終わります。

(岩本) 中尾さん、有山さん、ありがとうございました。

先ほど、有山さんからご紹介いただきましたけれども、中尾さんの作られた模型が入り口のところにありますので、是非ご覧になってください。私も見てびっくりしました。本当に精巧に作られていて、建築家が作るものがありますよね。あれ、そのものだと思います。小さいお手洗いもありましたし、流しのところにアルミでちっちゃな蛇口も作っておられて、そういった細かい作業を5か月6か月かけてお作りになる方なんだなと、あの作品を見て中尾さんの人となりが少し近づいて見えたような気がいたしました。

今、有山さん最後に、課題として幾つかおっしゃっていましたが、もしかしたら中尾さんは、ご自分の言い分があるかなと思って、伺っておりました。ありがとうございました。もう一度拍手をお願いします。(拍手)

今、4名の方にご発題いただきましたので、まずコメントーターの松崎さんからお話を聞いた感想をお聞かせいただきたいと思います。お願いします。

(松崎) お二方、二組の皆様、実体験から来る様々なエピソードを教えていただいて、ありがとうございました。最初の内山さん、松田さんのお話、冒頭のなぜ入所したのかというところの、高齢の母に負担をかけたくなかった。本当は嫌だったけれども、私が行くと言えば全て丸く収まるといったところですね。非常に、そういった思いで入所をしないといけなかったことについて、私もすごく胸に来るものがありました。

その後の生活をされていく中でも、何ていうか、部屋自体がすごく劣悪な環境なわけでもなく、取り立てて大きな不都合がない中で、そこから自立生活をしようというふうに決心をなさる。その、何ていうか、エンジンというか、ドライブというか、そういったところが、どのようにして実際にかかっていくか、やっていくのかというところが、多分、大きな課題の一つなんじゃないかなと思います。それが内山さんの場合は、ある出会いでもって実現していくわけなんですけれども、他の多くの入所されている方については、今、そういった機会だとか、きっかけみたいなのが、なかなか得る機会がないというのが、ひとつ大きな課題としてあるんじゃないかなというのが、最初に感じたところでございます。

それから、中尾さん、有山さんのご発表についても、非常に、中尾さんのお人柄にすごく私は感銘を受けまして、強い意志をすごくお持ちの方だなというふうに感じました。それは様々な趣味だとか、たばこにしてもそうですけど、すごくそれを感じたんですね。そういう点、自分がこうやっていきたいこととか、実現したいことについての、すごく強い思いをお持ちの方なんだなというふうに思って、そういった方ですので、周りの支援を受けながら、きっと一人暮らしもされるだろうし、そこで、多分、悠々自適な生活を実現していくんだらうというふうに思います。

その中で、有山さんをはじめ、周りの方、我々行政とかもですね、できることというのは何なんだらうかということをもっと今から一緒に考えていきたいなというふうに思いました。

取りあえず、感想としては以上でございます。

(岩本) 松崎さん、ありがとうございます。また、やり取りの後に、今のお仕事の関係も含めてコメントをいただければと思っております。

今、二組からお話しいただきましたけれども、それぞれのご発言を聞いて、内山さん、松田さんは、中尾さん、有山さんに是非聞いてみたいこととか、こういう感想を持ったとか、中尾さん、有山さんは、内山さん、松田さんの話を聞いて、こういう感想を持ったとか、こういうことを聞いてみたいとか、それぞれ思うところがあったのではないかと思います。せつかくの機会ですので、お互いの感想と質問を是非していただければと思います。

まず、内山さん、松田さんから、中尾さん、有山さんにお聞きになりたいことや感想を、是非

ご発言いただきたいと思います。お願いします。

(内山) 内山です。

中尾さん、お話ありがとうございました。中尾さんのジオラマ、入り口で見て、すごかったですね。ああいう物を作ったり、絵を描いたりすることが好きとおっしゃっていましたが、一人暮らしをこれからしたいなとおっしゃっていましたが、一人暮らしをしたら、一番やりたいことって何ですか。

(有山) 中尾さん、どうですか。まず、一人暮らしをして、まず何がやりたい？

(中尾) やりたい、夢というか、やりたいと思うのは 何かな。

(有山) 代わって言いますね。夢というのは、とにかく一人暮らしをしたいというのが夢なんですよ。先ほど絵を描くということが趣味だったというお話をしました。すごい広い家に住みたいという夢があります。そういう絵を描いていましたよ。

(内山) ありがとうございます。あれですね。広いお部屋を借りたらそこがアトリエになりそうですね。いいですね。ありがとうございます。

(岩本) よろしいですか。そうしましたら、中尾さん、有山さんから、内山さん、松田さんのお話を聞いた感想と、ご質問があったらお願いしたいと思います。どうですか。

(有山) 質問ですか。そうですね。私のほうから、ご質問したいと思います。

先ほどのお話の中に、お家を探す、部屋を借りるのが大変だ、繰り返し断られたというようなお話がありました。やはり中尾さんも今後一人暮らしをするということで、部屋探しをしなければいけません。やはり断られることも多いんじゃないかなという、そういったことも覚悟の上で計画を立てています。いい方法というか、何かポイントなどありましたら教えていただけると嬉しいです。

(内山) そうですね。いい方法、一番いいのは、その地域の障害に理解のある不動産屋さんと出会うこと、そこまでが初めはちょっと大変かもしれないですけど、順番に当たっていけば、必ず大手のところでもちゃんと話を聞いてくれるところがあるので。後でこっそり、どこが良くて、どこがあんまりよくなかったかお伝えしたいと思います。

(有山) お願いします。是非、内緒で教えてください。

(岩本) ありがとうございます。そうですね、先ほど内山さんが部屋探しで物件を実際に見る時に、自立生活センターの方に同行していただいたとおっしゃっていましたが、やっぱり当事者スタッフの経験談とか、そういったことも非常に大きかったのかなと思いました。

この部屋探しの過程で、何度も行っただけで断られて、という辛い経験もあったと思うんですけど、その時に乗り越えられた理由は何かありましたでしょうか。例えば自立生活センターの職員の存在とか、あと、周りの方の支援とか、何が支えてくれたのか、そういったことをお聞かせいただけますか。

(内山) そうですね。やっぱり、車椅子でどれだけスペースが、例えば廊下を曲がるにしても、廊下の幅がどれくらいあれば、家に傷をつけずに曲がれるのかとか全く知らなかったのも、やはり自立生活センターの職員の方が全部に同行してくれたというのは、経験からのお話が聞けるということで、すごく参考になりました。

後は、私が部屋を借りた不動産屋さんなんですけど、実は駅前というだけで、そこもバリアフリーではなくて、入り口がまず段差で、不動産屋さんの中にも入れないような状況だったんですけど、実際、実力行使で話しに行った時に、じゃあちょっと、外でお話しするのも、落ち着かないからということで、不動産さんの担当の方が職場まで訪問してくださって、今現在の職場ですね。自立生活センターまで来てくれて、その時間、場所を作って、自立生活センターの人が場所を作ってくれたり、不動産さんのほうも、多分、通常ではあんまり家探しの段階で訪問してくれることってないので、そういったことで、人に恵まれたというのがすごく大きかったなと思います。

(岩本) ありがとうございます。実際、一人暮らしをしたいなと思っても、具体的にどのような暮らしになるのかということ、一人でイメージするってすごく大変だと思うんですね。なので、そばに経験者の方がいて一緒に考えてくれたというのが、非常に大きかったのかなと思いました。ありがとうございます。

私からも少し質問させていただきたいと思います。まず、そうですね、先ほどのお話では、中尾さんはご自分から何かをやりたいとおっしゃるよりも、ほかの方の関わりを通して、例えばお料理が好きだと分かったり、あと作品ですよ。絵を描いたりとか、そういった支援者からの働きかけによって、やりたいことが具体的に増えてきたというお話だったと思うんですけども、その辺り、どうですかね。本当に周囲の働きかけによって、その人の暮らしぶりって変わっていくのかなと思ったので、支援者としての関わりのポイントですとか、あと中尾さんからは、どういった支援者の関わりが望ましいかということをお聞かせいただければと思うんですが、いかがでしょうか。

(有山) 私の他にも職員が何人かいます。中尾さんの様子や情報をお互いにいろんな職員と共有をしています。こういうことがあるということをお互いに情報を共有しています。彼のために何をしたらいいのかということ、相談支援するんですけども、情報の共有をすることが、とても職員間で大事だと思います。

皆さん、支援する人がばらばらの気持ちでやると、逆に中尾さん自身に迷惑をかけることになるかもしれませんので、皆さんと同じような情報共有をした上できちっと支援することが大事だと思います。いろいろと情報共有すると他の人たちから見ても、私もこれをやりたいやりたいという声の時々上がってくるんですね。それを見て支援することもできますので。他に中尾さん以外にも、彼を見て、私も一人暮らしをしたいと言った方がいらっしゃるんですね。中尾さん絵を描いているのか、じゃあ絵を描きたいとか、そういう他の方にも良い、自立する、頑張りたいという声が上がってきて、これはとても素晴らしいことだなと思います。職員として、きちんとそこら辺を見守って応援して、きちっと計画に盛り込んでいきたいと思っています。皆さんで共有しながら、サポート、支援していきたいと思っています。

やはり、職員会議が1か月に1回ありますが、そこでケース会議をします。そこで情報共有をすることが、非常に大事なことだと思っております。

(岩本) ありがとうございます。中尾さんからはいかがですか。中尾さんが支援者に望むこと、期待することはありますか。

(中尾) 何かな。ちょっと相談中です。思いつかないな。

(有山) 例えば、たばこを自由に吸わせてほしいとか？

(中尾) 中尾です。すみません。テレビを観ていて、例えばドラマとかアニメとかを観ているんですが……。

(有山) 有山です。ちょっと代わって答えたいと思います。

やはりグループホームの中でぼーっとするんじゃなくて、いろんなところに出かけて遊びに行きたいという思いがあるんですね。テレビを観たいという思いもあり、これがいい、これがいいとテレビを観ながら、こういったところに行きたいなというふうに観ているんですよ。そういうことです。

(岩本) ありがとうございます。中尾さん、本当にやりたいことがたくさんあって、非常に好奇心が旺盛なのかなと、伺っていて思いました。ありがとうございます。

一人暮らしの実現に向けた体験談とか、今、グループホームを利用しながらお仕事をされて、行く行くは一人暮らしをしたいという思いを持っていらっしゃる、そういった生活の様子をお聞かせいただきました。

もしよろしければ、フロアの方から、四人の方にご質問や感想があったらお聞かせいただきたいんですけども、いかがでしょうか。せっかくですので、ご発言いただきたいと思います。

れども。

そうしましたら、少し考えていただいて、松崎さんのほうから何かご質問はございますでしょうか。

(松崎) そうですね。内山さんのほうで、何か、さっき中尾さんが、広い家に住みたいというふうにおっしゃって、で、今はそれが夢ですという感じなんですね。その内山さんの最初に想定していた以上に、実際に暮らしてみてもそこから湧いてくる思いみたいなものがあるというふうにおっしゃってたんで、何かその辺の経験を通して、更に自分の中で盛り上がっていくものとか、変化していくものみたいなことについて、ちょっと先輩として何かあれば、お聞きしたいなと思っただけです。想像していたものと今と、どう違って来るかなみたいな。

(内山) そうですね。さっき、スライドの中にあっただみたいなライブに行くみたいなのは、施設にいた頃から何となく憧れの、外出をちょっと遠くに行きたいなみたいなところだったんですけど、今実際に一人暮らしをしてみても、何だろうな、もっとやりたいことあったりするかな、そうですね、どうしよう。

そうですね、何かもうちょっと、もし次引っ越しできるくらい余裕ができれば、私も自分の部屋はもうちょっと広くしたいなと思います。結構、私、最初、施設の部屋って1個広い、大きい部屋があるというのが自分の部屋だったので、そこに合わせて家具とかを買ってしまっていて、一人暮らしに合わせて買い換えるということは、ちょっと予算の都合もあってできなかったんで、今ちょっと本意じゃないレイアウトというか。自分のものだけど、二つの部屋に分けてタンスを置いていたりとかして、結構それが生活の中で、ヘルパーに着たい服を探してもらうのが大変とか、そういうこともあったりするんで、そうですね。ちゃんと好きなレイアウトできちんと収まるようにやりたいなと思います。

(松崎) ありがとうございます。もう今スタート地点で、更にこれからということで、ありがとうございます。

(岩本) ありがとうございます。

私、有山さんにお聞きしたいんですけども、有山さんは、今、日野市の自立支援協議会で活動されているということですけども、その活動の中で、当事者の方が中心となって、地域移行や地域生活支援を進めていくために、協議会の役割として感じられていることがあったらご発言いただきたいんですけども、いかがでしょうか。

日野市の自立支援協議会の活動を通して感じていらっしゃる。

(有山) 有山です。

今のご質問いただきましたが、参加されている中にも、日野市の協議会の方がいらっしゃると思います。私、自立支援協議会の委員として出席しております。私、発言が結構あるかもしれませんが、会議の中でですね。やはり、差別解消条例のポイントであるとか、あと、合理的配慮を考えなければならぬといった辺りの話で意見をすることがたくさんありました。やはり当事者から、発言をするということが、今までの状況を見ているとなかなか言えない方が多かったのではないかと。やはり、遠慮なく発言したほうが良いということで、ぼつぼつ話すことが増えてきているという現状があります。

車椅子の方、内山さんもお存じですよ。車椅子の方、肢体不自由の方が、やはり車椅子ユーザーとしての意見をきちんと伝える。そして、私としては、現場、ろう者、聞こえないだけではなくて視覚障害の方も含め、いろいろな障害の方に対しての意見も申し上げます。聞こえないことだけではなくてあります。障害全般の話をしていきます。

例えば視覚障害者の方の場合ですと、役所に何か受付の対応でおかしいということがあったんですよ。ほかにもいろいろあるんですが、そういった苦情なり、何か起こった時には、その話をきちんと協議会で伝えるということを行っています。それは私の役割でもあると思います。

日野市の障害者団体連絡協議会の中の会長という立場もありますので、そういったいろいろな

情報を聞いて提示していくということが続けております。やはり当事者がいることというのが、大変大事なことだと思います。先ほどのスライドにもありましたとおりです。ですので、地域の中で、当事者がいないという地域もあると聞いておりますので、やはり積極的に活用していただくということを望みます。

以上です。

(岩本) ありがとうございます。東京都の協議会もですね。当事者主体といいますか、当事者が本当に発言したくなるような、そういった協議会の在り方というのは何なんだろうということを、今期だけでなく前期から考えてきたところではあります。ありがとうございます。

フロアの皆様、いかがでしょうか。せっかくの機会ですので、ご質問、ご発言、是非、お立場を言っていただいてからご発言いただけますか。お願いします。

(質問者) 都の協議会委員をしておりますが、私、実は八王子のほうでも自立支援協議会を以前やっていたことがあります。内山さん、八王子市にお住まいでヒューマンケアのほうでお仕事をなさっているとお聞きして、とても心強く思いましたので、是非、いずれは協議会のほうにもご参画いただければと思っております。

本当にお二人とも、一人暮らしをしたいという強い思いでいらっしゃるということに、とても心強かったです。私は、自分は精神障害のほうの当事者で、今、委員をしているんですけども、支援者としてもお仕事しております。やっぱり一人暮らしをしたいという思いがあって、グループホームに入られて、その後、さあ地域にといった時に、やっぱり本当にお住まいですね、本当にね。とても内山さんの場合、いい不動産屋さんと巡り会ったということが、本当にラッキーだったと思うんですけど。そこに行くまで何軒も何軒も頑張っておちこちご覧になったって、本当にそのエネルギーに感服いたしました。結構めげちゃうんですね。駄目だ駄目だと断られちゃうとね、本当にね。

そんなこんなで、あと、さっき中尾さんがちょっと控えめに、やっぱりたばことかちょっとおっしゃったので、その辺の折り合いも是非つけながら、健康も大事ですし、お金も大事なんだけど、やっぱり好きなことは、ご自分のお好きなこととして、是非主張をしていただけたらなと思ったりもしました。

さっき、作品ちょっと見せていただいて、本当に感動しまして、細かいところまでしっかり作り込んでいらっしゃるのが本当にびっくりしました。是非、本当の一人暮らしを目指して、これからどんだんいろんなことにチャレンジしていただけたらなと思いました。本当にありがとうございます。

(岩本) ご発言ありがとうございます。フロアからのそういった感想なども聞かせていただけると、こちらもすごく安心します。ありがとうございました。

今、少しお話もありましたけれども、内山さんは、ヒューマンケア協会で支援者としても活躍をされているということなんですが、日頃そういった支援者としての活動の中で、気をつけていることとか、大事にしていることというのはありますか。

(内山) 内山です。

同じように障害をお持ちの方が、相談には来られるんですけども、同じ肢体不自由で車椅子に乗っている障害のある人ということであっても、障害の種類も違うし、困り事はやっぱり人によって全然、同じ困り事であっても、中身は違うというふうに思っているんで、まずはしっかりお話を伺って、あまりこう、一緒だから分かるみたいなものを簡単に言わないようにとか、出さないようにというのは気をつけています。経験をお伝えすることは、もちろん大事なのでさせていただくんですけど、でも別だよねというところは気をつけるようにしています。

(岩本) ありがとうございます。当事者としての経験は非常に大きな力けれども、やっぱり人それぞれ違うんだということを大事にしていらっしゃるという。本当に支援者としてもとても大事な視点ではないかと思えます。

私も地域で協議会活動をやっている、当事者主体、当事者参画ということのを重要視しているんですが、当事者って誰なんだろうというところが、議論になるところです。当事者の代表性とはどういうことなのかということも、日頃考えさせられるところかと思って伺っていました。

4名の方のお話は、どれも先ほどの松崎さんのお話とリンクしていて、拠点の機能が充実すると、かなり地域移行とか地域生活支援も進むんじゃないかと思いましたし、先ほどの良い不動産屋さんとの出会いを、当事者の方が本当に苦労して見つけるというよりも何かそういう仕組みが作れないだろうかとか、いろいろ政策や仕組み作りとも関連するようなお話が多々あったかと思えます。先ほどの第1部の松崎さんのお話と絡めて、松崎さんとして、今こういった4名の方のお話をどのように今後、活かしていくといいだろうかというところを、今のお立場としてコメントいただければと思います。お願いいたします。

(松崎) ありがとうございます。前半のお話でも、いろいろと仕掛けについてはお話をさせていただきました。内山さん、松田さんのお話の中で、特にここが大変だったということの一つが、借りられる部屋がないというところだったかと思えます。ノウハウのある不動産屋と出会ったり、または、支援をする側にそのノウハウが積み上がっていく中で、その方に出会って支援を受けることで、それを実現していったというような過程が紹介されました。

これについては、お話の中で少しさせていただいた、そういう住宅の確保に配慮が必要な方についての居住支援法人というようなものが、今、整備が進められていて、それを地域でしっかりと進めていく居住支援協議会というものを作っていきたいと思いますという動きがあります。その方たちが、そういう配慮が必要な方の入居ができる住居みたいなものを、しっかりネットワークの中で確保していきながら紹介していくんですけれども、そういった方たちが、福祉サービスも指定が受けられるような仕組みというものを、今、検討させていただいていて、例えば、自立生活援助、先ほどの一人暮らしの方を、少し定期巡回とか、相談で支援をしていくようなものについては、そういった指定が受けられるようにしていこうというようなところがありますので、それによって福祉側のノウハウがしっかり伝わります。逆に福祉側の方が居住支援法人になることも、もちろん可能ですので、そういったところで、そういうノウハウを持った人たちが地域の中で増えていく、そして、協議会レベルで連携していく、みたいなこともひとつ大切なのかなというふうに思いました。

それから、実際に大変だったことのもう一つに、派遣事業所探しとかですね、関係性の構築とか挙げられたわけなんですけれども、なかなか、今、本当に人手不足の中で、なかなか24時間の介助者を確保していくということも、本当に難しいんだなということをお話の中から実感させていただきました。これについても、なかなか抜本的に、福祉だけでなかなか解決する問題ではないというところもありますけれども、できる限り処遇改善とか、それが使いやすい、今までかなり複雑だったので仕組みにしていくこととか、様々、今、検討させていただいております。実際に、地域の中でそういった人材を確保していくということは、引き続き大変で、都市部だと、もう余計に大変なのかもしれないというふうに思います。ここについては、抜本的にこれなら解決ということはないんですけれども、先ほどのお話も踏まえて、持ち帰ってしっかり現場感というのを伝えていきたいというふうに思います。

中尾さん、有山さんも本当に非常に素晴らしい名コンビでいらっしゃって、掛け合いがとても素敵だったなというふうに思いますけれども。これからグループホームから、一人暮らしを目指していけるということでした。当面、サテライト型住居というものを活用してやっていこうというような見通しを持たれておまして、これについては現行の制度の中でも利用できます。それは、例えばサテライト型住居を使って、一定期間利用しながら、支援を受ける経験を積まれた後、例えばそのままその住居を居抜きで使うということも可能でございまして、様々そういうことをしながら、次は自立生活援助に例えば切り替えて、一定期間支援をし、その後、ヘルパーに切り替えるというようなですね、現行制度の中でも、こういったことは可能なわけですね。

もちろんそうですし、今後につきましては、新しくそういったことを専門に支援する、先ほど言いましたような住居単位で、そういった支援をする仕組みですね。始まりますと、そうすると、そこに、様々なノウハウも積み上がっていきますし、それは専門職をサビ管としてその住居につけなければならないというふうになっているんですけど、そういったところで、しっかりノウハウを積み上げたり、そこにピアサポートは、そこが使えるというようなことを、今検討しておりますので、その中で、先ほどピアならではのことは、今日たくさんご紹介していただいたと思いますので。

少し内山さんが先陣を切って、地域に行っていた後、後に続く方たちには、そういったことで引き続き次の方の支援ということも可能になっていくのかなというふうに思いますのと、そういうノウハウが、今の事業所単位で、例えば自立生活センターとか、そういうところにプログラムとして蓄積されているというような時に、こういった制度ができることで、では、それをやりたいんだけどどうしたらいいんだというふうに、当然、制度になるとなっていくというところで、そうしますと、そこでしっかりそういうノウハウを吸い上げて、先ほどの地域移行の意向の確認のためのマニュアルというのを作りますよというのはあったんですけど、そういうところで、私、最初に感想として述べさせていただいた、別に今、このままでも今すぐごく嫌な思いしてるわけでもないんだけど、とかいう段階で、どういうふうにしていけば、一緒になってそういう気持ちが芽生えてくるのか、みたいなのところについても、そういったことが全国様々なところで積み上がって、また事業としてブラッシュアップされていく、ということも出てくるんじゃないかなというふうに思っております、そういう意味でも、制度化をされていくということの意味は、そういったところにあるのかなと思いますし、皆さん方が実践されていることを、また一緒に積み上げていながら、次の施策につなげるということはずっと回転させていながら、一人でも多くの方が自分の部屋で好きなだけ、いろんな自分の好きなことができたり、帰りの時間を気にせずに出かけられたり、おっしゃっていたような暮らしができるように、厚生労働省としても研究、検討を進めていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

(会長) 松崎さん、ありがとうございます。こういった生の声を、リアルな生活ぶりというものを政策につなげていただけるというコメントで、非常に心強い思いで聞いておりました。

そろそろ時間になってまいりました。今日は、内山さん、松田さん、中尾さん、有山さん、貴重なお話、ありがとうございます。また、コメンテーターの松崎さんもありがとうございます。これまで皆さまには事前に資料もお作りいただいて、打合せなどもさせていただいて、今日のためにいろいろご準備をいただきました。改めて登壇者の皆様に拍手ですね、お願いしたいと思います。(拍手)

手でも打ちたいですね。(拍手)

二つの拍手、ありがとうございました。最後に、簡単にではありますが、私のほうでまとめをさせていただきます。本東京都自立支援協議会は、ここ数年にわたり、当事者参画による自立支援協議会の活性化ですとか、地域生活支援の在り方などについて協議してまいりました。差別解消法とか障害者権利条約などが進められているわけですが、本当に1年で一体何ができたんだろうと思うぐらい、この進み具合というのは簡単にはいかないなということを日々実感しているところです。

でも、このように地域で生活されている方、そして支援者の方の生の声を聞かせていただくと、またちょっと今日から頑張ろうという気持ちに改めてさせていただくところです。是非ですね、これからも地域の協議会や東京都の協議会活動に何らかの形で参画していただき、一緒に力を合わせてこのテーマに取り組んでいければと思っております。

本当にこれからもどうぞよろしく願いいたします。改めて皆様に拍手をお願いします。ありがとうございます。(拍手)

それでは、司会を戻したいと思います。

(司会) 本日はどうも、ご登壇いただきました皆さん、松崎さん、ありがとうございました。とてもいい会になったと思います。改めて皆さん、盛大な拍手(手話で)とですね、拍手をお願いしたいと思います。(拍手)

また、本日ご来場いただきました皆様、長時間にわたりご清聴いただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年度の東京都自立支援協議会セミナーを終了いたします。

事務局から、少しご連絡がございます。次回以降の参考とさせていただきますので、是非アンケートへのご協力をお願いいたします。お帰りの際にロビー受付に設置してあるアンケート回収箱に入れていただけると、大変ありがたく思います。

また、一時通行証は、お帰りの際、必ずセキュリティーゲート通過時に使用しますので、忘れないようにご注意ください。

皆さん、お忘れ物のないようにお帰りください。本日はありがとうございました。